

リサイクル製品(建設資材)の認定を受けたい

リサイクル製品認定制度(リサイクル製品活用促進事業)

品質、安全性等について一定の基準を満たすリサイクル製品を県が認定し、その利用促進を図ります。

対象者

リサイクル製品の製造又は加工を行う方

内 容

(1) 認定対象品目

再生資源を原材料として製造した建設資材16品目

(2) 認定要件

①国内に所在し、かつ生活環境保全措置が講じられている工場で製造されること、②認定基準に適合すること、③関係法令を遵守して製造等がなされること など

(3) 認定基準

①対象資材、②品質性能、③再生資源の含有率、④環境安全性、⑤品質管理、⑥環境負荷

(4) 認定事業者の義務

①認定要件への常時適合、②製造等の管理、③県への報告 など

申請手続き

- 申請受付は年に2回実施する予定です。
(例年4月、10月)
- 認定申請書に必要な書類を添付して提出していただきます。

認定を受けると

- 認定証が交付されます。
- 県が発注する公共工事において、認定リサイクル製品の優先利用を行います。
- 認定マークを、認定リサイクル製品本体、包装紙、印刷物等に表示できます。
- 県ホームページやパンフレット等で認定リサイクル製品を紹介します。
- 環境関連イベントで認定リサイクル製品の紹介を行います。
- その他、事業者、県民、市町村等に対して認定リサイクル製品を積極的に広報します。



お問い合わせ先

福岡県環境部循環型社会推進課 リサイクル係

TEL : 092-643-3372 E-mail : recycle@pref.fukuoka.lg.jp

URL : <https://www.recycle-ken.or.jp/nintei/index.html>

